

府子本第1107号
4文科初第1843号
子発1228第2号
令和4年12月28日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長 殿
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会 教 育 長
附 属 幼 稚 園 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 の 長

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)

文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する
法律施行規則」等の一部改正について（通知）

この度、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令」（令和4年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第4号）及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件」（令和4年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）が別添のとおり公布・公示され、令和5年4月1日から施行されることとなりましたので通知します。

本改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、各都道府県知事、各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、教育委員会等の関係部局と連携の上、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第一 改正の趣旨

令和4年9月に静岡県牧之原市の幼保連携型認定こども園において、送迎用バスに園児が置き去りにされ、亡くなる事案が起きたことを受け、こども政策担当大臣を議長とする関係府省会議が開催され、幼児等の所在確認と安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が同年10月に取りまとめられた。

これを受け、認定こども園において、誰が運転・乗車するかにかかわらず、乗降車の際に園児の所在の確認が確実に行われるよう、園児の所在確認と安全装置の装備を義務付けるため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）について、所要の改正を行うものである。

第二 改正の内容

1 本則

認定こども園に以下2点を義務付けるために、(1)及び(2)の改正を行う。

- ①園児の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること。
- ②通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認を行うこと。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令関係

幼保連携型認定こども園について、本日公布される「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第41号）により学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）に新設される規定を準用する。

- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件関係

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園について、都道府県又は指定都市等の条例の改正によって適切に義務付けがなされるよう、参酌すべき基準に追加する。

2 附則

(1) 施行期日

令和5年4月1日とする。

(2) 経過措置

1②の規定については経過措置を設け、ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備えることが困難である場合は、令和6年3月31日までの間、車内の園児の所在の見落としを防止するための代替的な措置を講ずることとして差し支えないこととする。

第三 留意事項

1 所在確認

第二1①の所在確認は、送迎用バスの運行に限らず、認定こども園において園外活動ほか園児の移動のために自動車を運行する全ての場合が対象となる。

なお、本改正で義務付けられるのは、上記の場合だが、園児の動静については、常に全員の園児を把握することが必要であり、観察の空白時間が生じないよう職員間の連携を密にすることが大切である。また、所在確認に当たっては、園児の年齢や発達段階に応じて適切な方法によって行われることが望ましい。

2 安全装置に係る義務付けの対象となる自動車

通園を目的とした自動車のうち、座席（※）が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として安全装置に係る義務付けの対象となる。

なお、座席が2列以下の自動車と同様に義務付けから除外される「その他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるもの」については、例えば、座席が3列以上あるものの、園児が確実に3列目以降の座席を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔絶することなどが考えられるが、安全装置の装備が義務付けられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

※ 「座席」には、車椅子を使用する園児が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。

3 装備すべき安全装置

「ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置」は、国土交通省が令和4年12月20日に策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものであることが求められること。なお、本ガイドラインに適合する装置については、今後、内閣府において、国土交通省と連携し、一覧化したリストを作成・公表する予定であり、当該リストを参考に選定することが可能であること。

4 実効性の確保

幼保連携型認定こども園の設置者が、本義務付けに違反した場合は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第20条の規定に抵触し、改善勧告等の対象になり得るものであり、改善が見られない場合は、同法第21条の規定による事業停止命令及び同法第38条の罰則等の対象になり得ること。

5 施行期日

本改正に伴い、各都道府県等においては条例の改正を要するため、施行期日を4月1日としているが、園児の所在確認は、法令上の直接的な規定の有無にかかわらず、徹底すべきであり、置き去りが生じないよう徹底されたい。

6 経過措置

当該園の責めに帰すことができない事情により装備すべき安全装置の導入が困難な場合も考えられるため、令和6年3月31日までの間、代替的な措置を講ずることとしているが、本義務付けの新設の趣旨に鑑み、可能な限り令和5年6月末までに導入するよう努めていただきたい。

なお、経過措置期間内において安全装置の装備がなされるまでの間についても、バス送迎における安全管理を徹底するとともに、例えば、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにするための所要の代替措置を講ずること。

本件担当：

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当） 付

TEL：03-6257-3095

FAX：03-3581-2521